

青色回転灯防犯パトロールカー申請助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青色回転灯を装備した自動車(以下「青色回転灯パトロールカー」という。)による防犯パトロール活動(以下「青色防犯パトロール」という。)を行う団体に対して青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成することにより、市民の防犯意識を高揚し、市民の安全の増進に資することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱による助成を受けることができる団体(以下「助成対象団体」という。)は非営利で青色防犯パトロールを行う団体(以下「見まもり団体」という。)とし、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 豊中市内の小学校校区内の小学校長が組織する「子どもの安全見まもり隊」に所属する団体又は豊中警察署及び豊中南警察署管内の防犯協議会の支部に所属する団体
- (2) 大阪府警察本部長の青色防犯パトロール適格団体証明及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車として青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体

(助成対象事業及び助成金の額)

第3条 助成の対象となる事業(以下「対象事業」という)及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 交付の額に100円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てる。

(交付申込み)

第4条 前条に規定による助成を受けようとする見まもり団体(以下「申込者」という。)は豊中市青色回転灯パトロールカー申請助成金交付申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大阪府警察本部長が発行した自主防犯パトロールを適正に実施できる団体であることの証明書の写し
- (2) 自主防犯活動用自動車であることが記載された車検証の写し
- (3) 助成金の対象となる経費の領収書の写し
- (4) その他活動内容がわかる書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、申込者に対して豊中市青色回転灯パトロールカー申請助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 前条の規定により決定の通知を受けた申込者は豊中市青色回転灯パトロー
ルカー申請助成金交付請求書(様式第3号)により助成金の交付を請求するもの
とする。

(交付)

第7条 市長は、前条の請求があつたときは、その内容を審査し、相当と認めたもの
については、助成金を交付する。

(決定の取消し等)

第8条 第5条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象団体が偽りその他
不正な手段により助成金の交付決定を受けたと認めた時は、当該決定を取り消し、
既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(施行細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定
めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

(別表)

豊中市青色回転灯防犯パトロールカー申請助成対象事業

助成対象事業	助成対象経費	助成限度額		添付書類
		車種	助成限度額	
対象団体が4月1日から3月31日までに、新たに行う青色回転灯パトロールカーの申請	青色回転灯設置に伴う車検証の変更手続きに要した費用、ただし、車種に応じ左記の額を限度とする。	普通自動車	12,000円	
		軽自動車	6,000円	

様式第1号

豊中市青色回転灯パトロールカー申請助成金交付申込書

令和 年 (年) 月 日

(あて先)
豊中市長

申込者 団体名
代表者住所
代表者氏名

青色回転灯防犯パトロールカー申請助成要綱第4条の規定により次のとおり申し込みます。

団体の目的及び構成	目的 構成 会員数 人	
活動地域及び所属する団体	小学校区 子どもの安全見まもり隊・防犯協議会 支部	
車両の所有者		
車両番号		
車両の種類	1 普通自動車 2 軽自動車	
活動開始日	大阪府警察本部証明年月日 年 (年) 月 日 活動開始年月日 年 (年) 月 日	
助成対象経費	助成対象金額	助成申込金額 (100円未満の端数は切捨てる。)
	円	円

様式第2号

豊中市青色回転灯パトロールカー申請助成金交付決定通知書

令和 年 (年) 月 日

団体名

代表者住所

代表者氏名 様

豊中市長

令和 年 (年) 月 日付けで申し込みのあった青色回転灯パトロールカー申請助成金について次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 助成金交付金額 金 円

2. 助成の条件

- (1) 青色回転灯パトロールカー申請助成金の使途について、随時調査を行うことがある。
- (2) 不正な手段で交付を受けたときは、助成金を減額し返還を求めることがある。

様式第3号

豊中市青色回転灯防犯パトロールカー申請助成金交付請求書

令和 年 (年) 月 日

(あて先)

豊中市長

請求者 団体名
代表者住所
代表者氏名

令和 年度の青色回転灯パトロールカー申請助成金の交付を請求します。

1. 交付請求額 金 円

2. 振込先

銀行名	
支店名	
種 目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
名義人	
住 所	